

社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定の説明書

外務省

目次

一	概説	一
1	協定の成立経緯	一
2	協定締結の意義	一
二	協定の内容	一
1	定義及び適用対象に関する規定	一
2	強制加入に関する法令の二重適用の回避のための調整に関する規定	二
3	その他	二
三	協定の実施のための国内措置	二

一 概説

1 協定の成立経緯

- (1) 我が国とイタリア共和国との間では、相手国に一時的に派遣される被用者等について両国の年金制度及び雇用保険制度への強制加入に関する法令が二重に適用される問題が生じている。この問題が両国の企業及び国民にとって大きな負担となっていることを踏まえ、両国の関係を更に増進する観点から、この問題の解決を図るべく、イタリア共和国政府との間で平成二十年（二千八年）五月に政府間交渉を開始した。その結果、協定案文について最終的な合意に達したので、平成二十一年（二千九年）二月六日にローマにおいて、日本側安藤在イタリア大使とイタリア側クラクシ外務政務次官との間でこの協定の署名が行われた。
- (2) 我が国は、この種の協定を、ドイツ、英国、韓国、米国、フランス、ベルギー、カナダ、オーストラリア、オランダ及びチェコとの間で締結又は署名している。

2 協定締結の意義

- (1) この協定は、年金制度及び雇用保険制度への強制加入に関する法令の適用について両国間で調整を行い、両国の関係法令が同時に適用されることを回避することにより、相手国に派遣された被用者等についての保険料の二重負担の問題を解決することを主たる目的とする。
- (2) この協定の締結により、二重適用の問題の解決が図られ、保険料負担が軽減されることにより、両国間の人的交流が円滑化され、ひいては経済交流を含む両国間の関係が一層緊密化されることが期待される。

二 協定の内容

この協定は、前文、本文二十四箇条及び末文から成っている。その主要内容は、次のとおりである。

1 定義及び適用対象に関する規定

- (1) 「国民」、「法令」、「権限のある当局」、「実施機関」及び「給付」の用語の定義を定める（第一条）。
- (2) この協定は、我が国については、年金制度に関し、国民年金、厚生年金保険、国家公務員共済年金、地方公務員等共済年金及び私立学校教職員共済年金について適用するとともに、失業等給付に関する雇用保険制度について適用する。また、イタリア共和国

については、年金制度に関し、被用者の障害年金、老齢年金及び遺族年金に関する一般強制保険、自営業者に関する一般強制保険の特別制度、一般強制保険の分離制度並びに一般強制保険を代替し、及び除外する保険制度について適用するとともに、雇用保険制度に関し、非自発的失業に対する保険制度について適用する（第二条）。

2 強制加入に関する法令の二重適用の回避のための調整に関する規定

(1) 年金制度については、原則として、就労が行われる締約国の法令のみを適用することを定める（第六条）。ただし、被用者又は自営業者が、派遣（第三国の領域を経由する派遣を含む。）又は自営活動の期間が五年を超えない見込みで一時的に相手国において就労する場合には、自国の法令のみを適用することを定める（第七条）。

(2) 雇用保険制度については、被用者が派遣（第三国の領域を経由する派遣を含む。）の期間が五年を超えない見込みで一時的に相手国において就労する場合には、自国の法令のみを適用することを定める（第十三条）。

(3) 船舶において就労する者、外交官その他公務員等に対する法令の二重適用の回避について定める（第八条及び第九条）。

(4) 一定の要件が満たされる場合には、(1)から(3)までの規定の例外を認めることについて合意することができるとを定める（第十条）。

3 その他

両国の国民同等の取扱い（第四条）、給付に関する両国の領域同等の取扱い（第五条）、協定の実施のために必要な相互援助（第十四条）、文書の提出に係る行政上の手数料等の減免及び認証等の免除（第十五条）、両国間の連絡及び使用言語（第十六条）、個人情報等の伝達及び保護（第十七条）、相手国の法令に基づく申請等の受理（第十八条）、給付の支払に際しての通貨（第十九条）、協定の解釈等に関する意見の相違の解決（第二十条）、協定の効力発生に当たつての経過措置（第二十二条）、協定の効力発生手続（第二十三条）並びに協定の終了手続（第二十四条）について定める。

三 協定の実施のための国内措置

この協定の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。